

「血液製剤の使用指針」(案)に関する御意見募集について

平成 30 年 1 月 15 日
厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

血液製剤の使用適正化については、「血液製剤の使用指針」の改定について(平成 29 年 3 月 31 日付け薬生発 0331 第 15 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)の別添「血液製剤の使用指針」により示してきたところです。

今般、新生児・小児に対する輸血療法に関して、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会適正使用調査会委員、及び日本・輸血細胞治療学会のご意見を踏まえ、科学的根拠に基づく輸血用血液製剤等の使用方法に関する推奨度を示すなど、記載の見直しを行いました。

つきましては、「血液製剤の使用指針」の改定案を作成しましたので、以下により、広く御意見を募集いたします。

いただいた御意見については、原則として、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会の場において配布し、公表いたしますが、個別に回答をすることはいたしませんので、その旨御了承ください。

1. 御意見募集期間

平成 30 年 1 月 15 日(月)から平成 30 年 2 月 13 日(火)まで
(郵送の場合は、平成 30 年 2 月 13 日(火)必着)

2. 資料入手方法

厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載いたします。

3. ご意見の提出方法

ご意見をまとめ、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口[e-Gov]の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

(2) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 : 03-3507-9064

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課適正使用推進係宛て

(3) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課適正使用推進係宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見には、必ず「血液製剤の使用指針（案）に関する意見」と明記し、日本語で提出してください。

個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、法人の場合は、法人名、所在地、担当者の氏名及び連絡先を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。いただいた御意見等は、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表いたしますので、あらかじめ御了承ください。